

10.1.7 景観

1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

(1) 調査結果の概要

① 主要な眺望点及び景観資源の状況

a. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点及び景観資源の概要は、「第3章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」に示したとおりである。

② 主要な眺望景観の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

(b) 調査期間

入手可能な最新の資料とした。

(c) 調査方法

「第3章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」に示した文献その他の資料の収集整理により行った。

(d) 調査結果

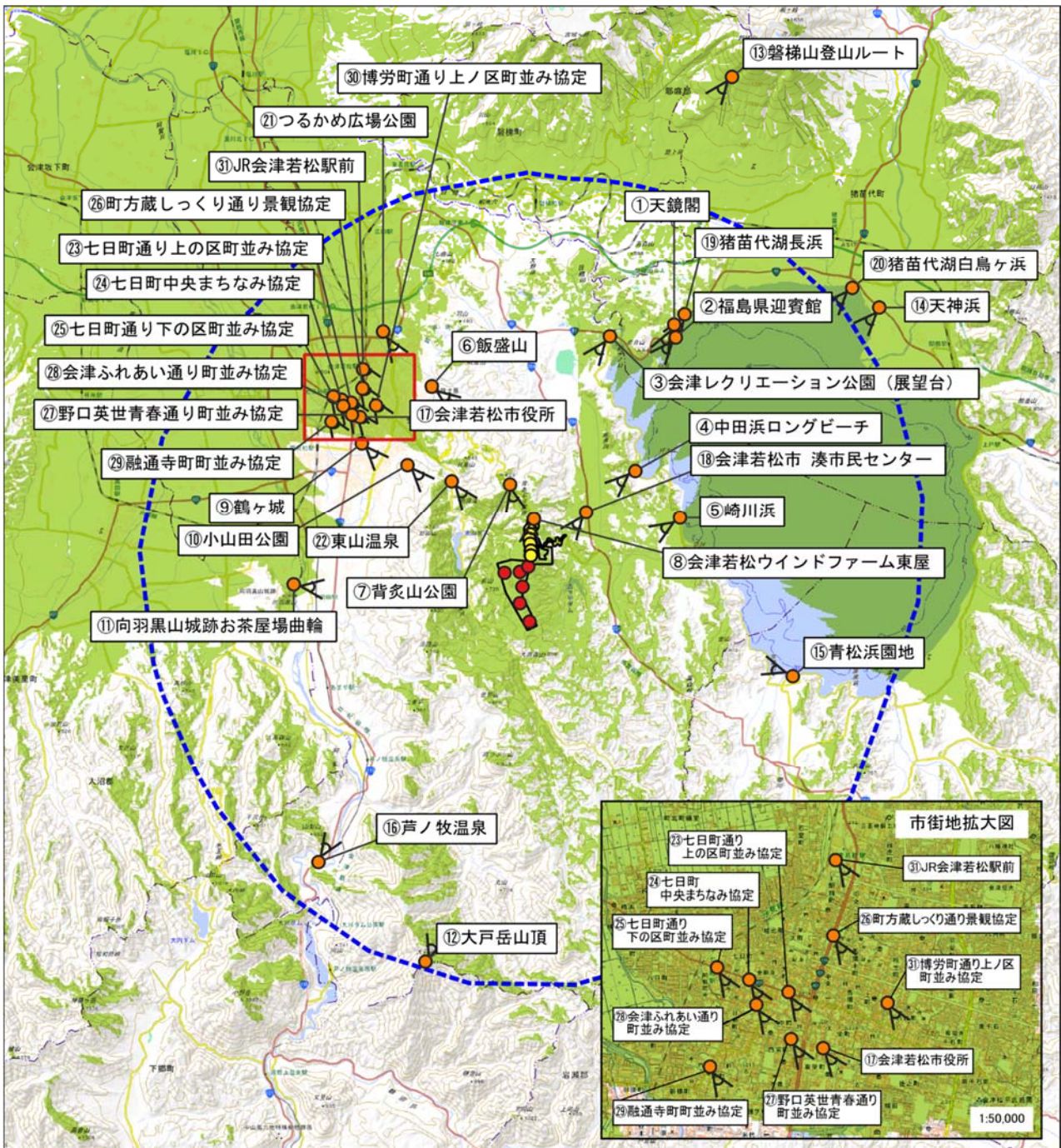
対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点及び景観資源の状況から、主要な眺望景観の抽出を行った。その結果は、図 10.1.7-1、表 10.1.7-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 10.1.7-1(1) 景観調査地点

番号	調査地点	設定根拠
①	天鏡閣	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、施設の外観及び内部の見学に不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
②	福島県迎賓館	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、施設の外観、庭園の見学に不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
③	会津レクリエーション公園 (南側P4駐車場)	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、面積42.6haの広大な公園に不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
④	中田浜ロングビーチ	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、松林に囲まれた浜の自然を満喫する不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑤	崎川浜	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、夏は多くの湖水浴客で賑わい不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑥	飯盛山	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、小高い山で市内が一望できる展望台もあり不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑦	背炙山公園	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、アスレチック広場やキャンプ場などが整備され不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑧	会津若松ウインドファーム東屋	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、誰でも立ち寄れる東屋があり不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑨	鶴ヶ城	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、城内部が博物館となっており不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑩	小山田公園	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、会津若松市内が一望できるスポットとして不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑪	向羽黒山城跡お茶屋場曲輪	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、散策、城跡見学、眺望地点として不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑫	大戸岳山頂	会津若松市内最高峰(1415.9m)大戸岳山頂から風力発電機が視認される可能性があることから、主要な眺望点として設定した。
⑬	磐梯山登山ルート	日本百名山である磐梯山山頂(1816m)への登山ルートで、会津盆地、遠くは飯豊連峰まで望めるため、風力発電機が視認される可能性があることから、主要な眺望点として設定した。
⑭	天神浜	通年を通してキャンプ場も開設されており、猪苗代湖を前景に磐梯山を眺める絶好のスポットとして知られた場所であり、不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑮	青松浜園地	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、磐梯山が一望でき、夏は湖水浴やキャンプを楽しむ家族連れでにぎわうほか、マリンスポーツを楽しむ若者や多くの釣り人など多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑯	芦ノ牧温泉	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、古くから皆様に親しまれた温泉郷であり不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑰	会津若松市役所	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区(生活環境の場)を主要な眺望点として設定した。
⑱	会津若松市 湊市民センター	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区(生活環境の場)を主要な眺望点として設定した。

表 10.1.7-1(2) 景観調査地点

番号	調査地点	設定根拠
⑰	猪苗代湖長浜	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、遠浅の湖岸は波も静かで湖水浴に適しており夏は大変ににぎわう場所で、冬はシベリアから飛来した白鳥やカモの越冬地となり不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
⑱	猪苗代湖白鳥ヶ浜	猪苗代湖に沿って走ることのできるサイクリングロードがあり、越冬する数百羽の白鳥がこの浜に飛来し、訪れる多数の観光客がいるため、主要な眺望点として設定した。
⑳	つるかめ広場公園	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区（生活環境の場）を主要な眺望点として設定した。
㉑	東山温泉	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、奥羽三楽郷の一つに数えられる歴史ある名湯であり不特定かつ多数の利用があるため、主要な眺望点として設定した。
㉒	七日町通り上の区町並み協定	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区（生活環境の場）を主要な眺望点として設定した。
㉓	七日町中央まちなみ協定	
㉔	七日町通り下の区町並み協定	
㉕	町方蔵しっくり通り景観協定	
㉖	野口英世青春通り町並み協定	
㉗	会津ふれあい通り町並み協定	
㉘	融通寺町町並み協定	
㉙	博労町通り上ノ区町並み協定	
㉚	JR 会津若松駅前	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区（生活環境の場）を主要な眺望点として設定した。



- 凡 例**
- 対象事業実施区域
 - 風力発電機設置予定地
 - 風力発電機（既設）
 - 主要な眺望点
 - 撮影方向
 - 垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲
(対象事業実施区域から約11.5kmの範囲)
 - 可視領域

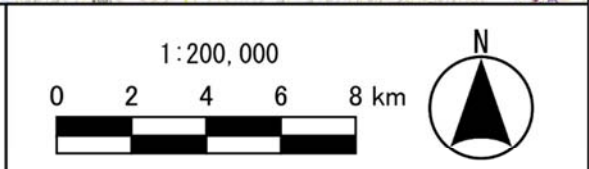


図 10.1.7-1 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点及び可視領域

b. 現地調査

(a) 調査地域

調査地域は将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある約 11.5km の範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 のとおりとした。

(b) 調査地点

調査地点は、図 10.1.7-1 のとおり、主要な眺望点 31 地点とした。

(c) 調査期間

調査期間は表 10.1.7-2 のとおりである。

(d) 調査方法

現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行った。現地調査において確認した眺望方向は図 10.1.7-1 のとおりである。

なお、現地調査において、公的な HP に記載のあるような眺望が確認できなかった地点や、眺望目的の利用が確認されなかった地点については眺望方向を図示していない。

(e) 調査結果

現地の目視確認の結果は表 10.1.7-2 のとおりであり、主要な眺望景観の状況は図 10.1.7-2 の上段【現状】のとおりである。

表 10.1.7-2 (1) 調査日及び現地の目視確認の結果

番号	主要な眺望点	距離区分・方向	調査日	風力発電機の視認性 (現地の目視確認の結果)
①	天鏡閣	遠景 北東	令和3年11月30日 令和4年9月15日	本館前庭園から撮影。視認されない可能性がある。
②	福島県迎賓館	遠景 北東	令和4年9月15日	迎賓館東屋付近から撮影。視認される可能性がある。
③	会津レクリエーション公園 (南側P4駐車場)	遠景 北北東	令和4年9月15日	南側P4駐車場から撮影。視認されない可能性がある。
④	中田浜ロングビーチ	中景 北東	令和3年11月30日 令和4年9月15日	県道376号線から撮影。視認される可能性がある。
⑤	崎川浜	遠景 東北東	令和3年11月30日 令和4年9月15日	県道376号線から撮影。視認される可能性がある。
⑥	飯盛山	遠景 北北西	令和4年9月15日	飯盛山の事業地方向の視認可能な地点から撮影。視認されない可能性がある。
⑦	背炙山公園	中景 北	令和4年9月15日	背炙山公園の事業地方向の視認可能な地点から撮影。視認される可能性がある。
⑧	会津若松ウインドファーム東屋	中景 北	令和3年11月23日 令和4年9月16日	ウインドファーム正面駐車場横の東屋から撮影。視認される可能性がある。
⑨	鶴ヶ城	遠景 北西	令和3年11月23日 令和4年9月15日	天守閣(展望台)から撮影。視認されない可能性がある。
⑩	小田山公園	中景 北西	令和3年11月23日 令和4年9月15日	小田山公園の事業地方向の視認可能な地点から撮影。視認されない可能性がある。
⑪	向羽黒山城跡お茶屋場曲輪	遠景 西	令和3年11月30日 令和4年9月15日	お茶屋場跡(展望台)から撮影。視認される可能性がある。
⑫	大戸岳山頂	遠景 南南西	令和4年9月15日	大戸岳山頂から撮影。視認される可能性がある。
⑬	磐梯山登山ルート	遠景 北北東	令和4年9月15日	磐梯山翁島登山口駐車場から撮影。視認される可能性がある。
⑭	天神浜	遠景 北東	令和3年11月30日 令和4年9月15日	天神浜浜辺から撮影。視認される可能性がある。
⑮	青松浜園地	遠景 東南東	令和3年11月29日 令和4年9月15日	青松浜湖水浴場から撮影。視認されない可能性がある。
⑯	芦ノ牧温泉	遠景 南西	令和3年11月29日 令和4年9月15日	芦の牧橋から撮影。視認されない可能性がある。
⑰	会津若松市役所	遠景 北西	令和3年11月23日 令和4年9月16日	会津若松市役所南の道路上から撮影。視認される可能性がある。
⑱	会津若松市 湊市民センター	中景 北東	令和3年11月23日 令和4年9月15日	湊市民センターグラウンドから撮影。視認される可能性がある。
⑲	猪苗代湖長浜	遠景 北東	令和3年11月30日 令和4年9月16日	翁島港から撮影。視認されない可能性がある。
⑳	猪苗代湖白鳥ヶ浜	遠景 北東	令和3年11月30日 令和4年9月16日	猪苗代湖サイクリングロード上の事業地方向の視認可能な地点から撮影。視認される可能性がある。
㉑	つるかめ広場公園	遠景 北西	令和4年9月15日	つるかめ広場公園付近の道路上から撮影。視認される可能性がある。
㉒	東山温泉	中景 北西	令和4年9月15日	東山温泉地区の事業地方向を視認可能な駐車場から撮影。視認されない可能性がある。
㉓	七日町通り上の区町並み協定	遠景 北西	令和4年9月16日	滝谷建設工業 会津若松支店付近の道路上から撮影。視認されない可能性がある。

注：1. 番号は図 10.1.7-1 に対応している。

2. 「景観工学」(日本まちづくり協会編、平成13年)の区分を参考に、近景は約1km以内、中景は約1～5km、遠景は約5km以上とした。

3. 方向は最寄りの風力発電機から見た眺望点の方向を示す。

表 10.1.7-2 (2) 調査日及び現地の目視確認の結果

番号	主要な眺望点	距離区分・方向	調査日	風力発電機の視認性 (現地の目視確認の結果)
㉔	七日町中央まちなみ協定	遠景 北西	令和4年9月16日	国道252号線の道路上から撮影。視認されない可能性がある。
㉕	七日町通り下の区町並み協定	遠景 北西	令和4年9月16日	七日町地藏尊付近の駐車場から撮影。視認される可能性がある。
㉖	町方蔵しっくり通り景観協定	遠景 北西	令和4年9月16日	大町通りの駐車場付近から撮影。視認されない可能性がある。
㉗	野口英世青春通り町並み協定	遠景 北西	令和4年9月16日	会津商人司築田家屋敷跡付近の道路上から撮影。視認される可能性がある。
㉘	会津ふれあい通り町並み協定	遠景 北西	令和4年9月16日	大和町通りの道路上から撮影。視認されない可能性がある。
㉙	融通寺町町並み協定	遠景 北西	令和4年9月16日	本町通りの交差点(名称なし)付近の道路上から撮影。視認されない可能性がある。
㉚	博労町通り上ノ区町並み協定	遠景 北西	令和4年9月16日	若松上町郵便局付近から撮影。視認されない可能性がある。
㉛	JR 会津若松駅前	遠景 北西	令和4年9月16日	JR 会津若松駅前駐車場から撮影。視認される可能性がある。

- 注：1. 番号は図 10.1.7-1 に対応している。
 2. 「景観工学」(日本まちづくり協会編、平成13年)の区分を参考に、近景は約1km以内、中景は約1～5km、遠景は約5km以上とした。
 3. 方向は最寄りの風力発電機から見た眺望点の方向を示す。

(2) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

a. 地形改変及び施設が存在

(a) 環境保全措置

地形改変及び施設が存在に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・風力発電機の塗装は、「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年）では、複数の学術的な研究結果をもとに「背景が空、水面等の場合は、灰色等の無彩色がなじみやすい。」とされており、また同資料において掲載されている色彩の違いによる風力発電施設の調和降下のシミュレーション結果を参考に、周囲の環境になじみやすいような環境融和色とする。
- ・地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した風力発電機の配置とする。
- ・主要な眺望点の眺望方向及び眺望対象を考慮した風力発電機の配置とする。
- ・樹林の伐採量及び改変面積を低減するとともに、造成により生じた切盛法面は必要に応じて種子散布吹付け工などによる早期緑化を行い、修景を図る。
- ・航空障害灯は、航空法の規定内において必要最低限の設置とし、下方への照射を防ぐカバーを取り付ける。

(b) 予 測

7. 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲とした。

4. 予測地点

図 10. 1. 7-1 のとおり、主要な眺望点 31 地点とした。

ウ. 予測対象時期等

すべての風力発電施設が完成した時期とした。

エ. 予測手法

(7) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源の位置と対象実施区域を重ねることにより影響の有無を予測した。

(イ) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、風力発電機の見え方や風力発電機と景観資源の位置関係など、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測した。予測に当たり、風力発電機とのコントラストが強く、かつ遮蔽物による遮蔽が最も小さくなるような季節を選定した。また、フォトモンタージュは風力発電機が目立ちやすい晴天日を想定し、必要に応じて、上空部分については画像処理により青空を合成した。

(ウ) 予測条件

予測は、入手可能な風車の諸元情報の中から最大値を示すデータに基づき行った。

オ. 予測結果

(7) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源はいずれも対象事業区域外であるため、対象事業の実施による直接的な改変の及ぶ区域とは重複しない。

(イ) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望景観の変化の状況は図 10. 1. 7-2 の下段【完成後】のとおりであり、風力発電機の視認状況の予測結果は表 10. 1. 7-3 のとおりである。

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (1) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(①天鏡閣)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (2) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(②福島県迎賓館)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (3) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(③会津レクリエーション公園 (南側 P4 駐車場))

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (4) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(④中田浜ロングビーチ)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (5) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑤崎川浜)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (6) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑥飯盛山)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (7) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑦背炙山公園)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (8) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑧会津若松ウインドファーム東屋)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (9) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑨鶴ヶ城)

【現状】



【完成後】



図 10. 1. 7-2 (10) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑩小田山公園)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (11) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(①向羽黒山城跡お茶屋場曲輪)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (12) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑫大戸岳山頂)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (13) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑬磐梯山登山ルート)

【現状】



【完成後】



図 10. 1. 7-2 (14) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑭天神浜)

【現状】



【完成後】

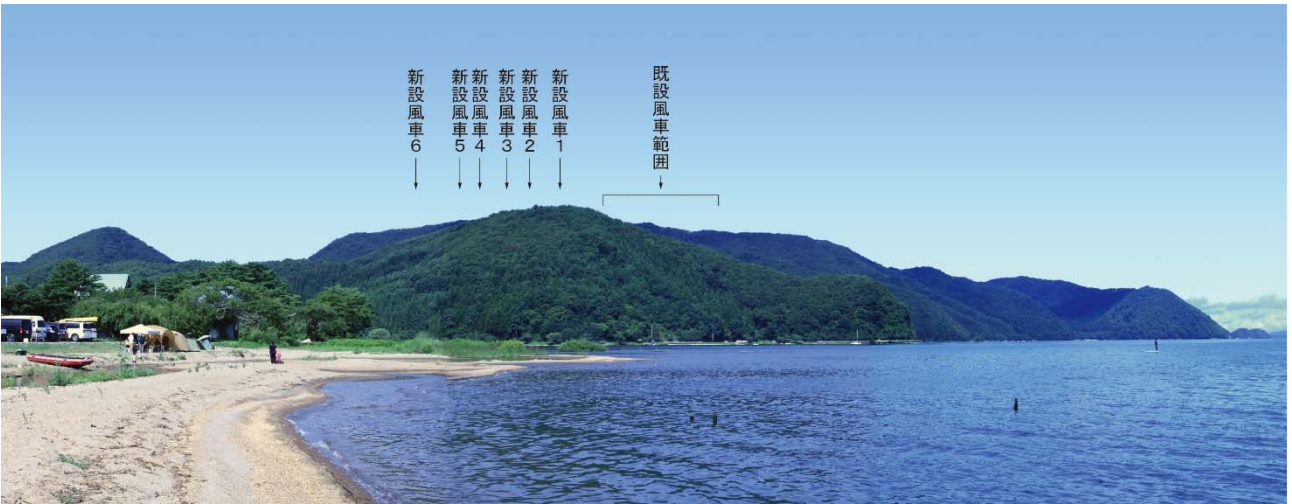


図 10.1.7-2 (15) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑮青松浜園地)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (16) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑩芦ノ牧温泉)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (17) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑰会津若松市役所)

【現状】



【完成後】



図 10. 1. 7-2 (18) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑱会津若松市 湊市民センター)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (19) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑩猪苗代湖長浜)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (20) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(⑩猪苗代湖白鳥ヶ浜)

【現状】



【完成後】

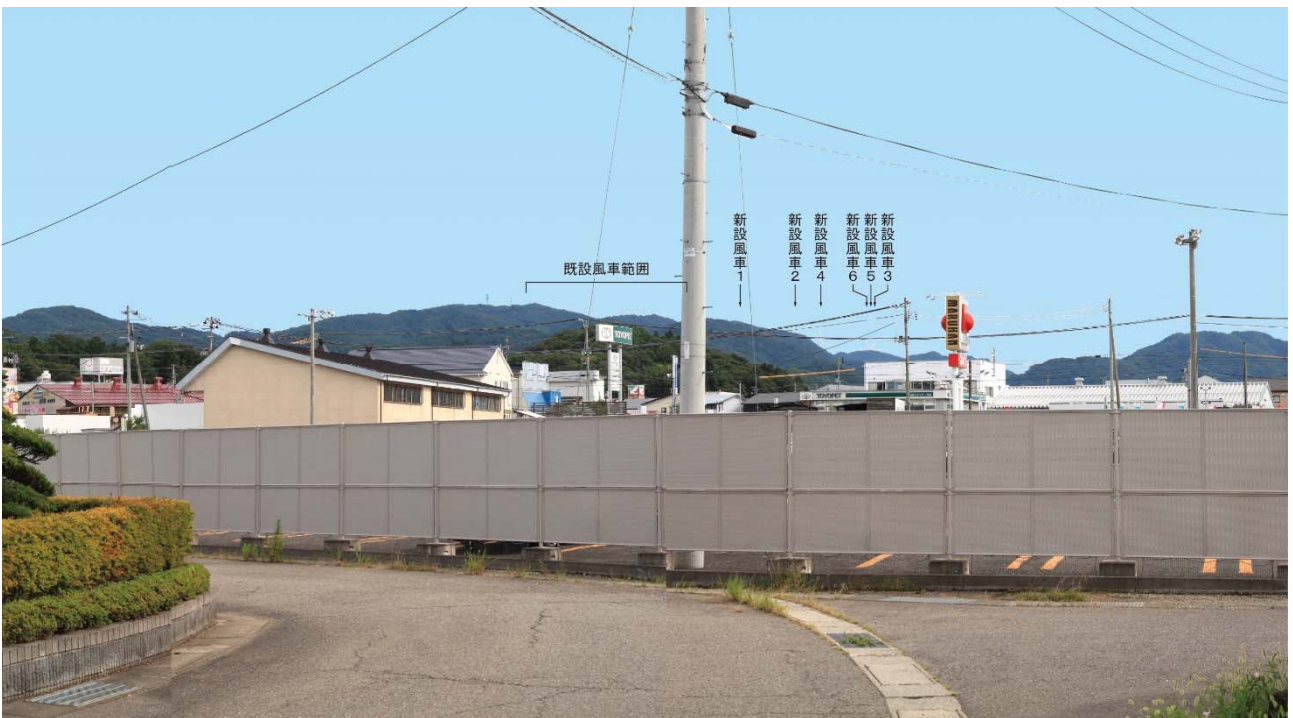


図 10.1.7-2 (21) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊶つるかめ広場公園)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (22) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊸東山温泉)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (23) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊸七日町通り上の区町並み協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (24) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊷七日町中央まちなみ協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (25) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊥七日町通り下の区町並み協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (26) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊸町方蔵しっくり通り景観協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (27) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊸野口英世青春通り町並み協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (28) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊸会津ふれあい通り町並み協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (29) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(㊸融通寺町町並み協定)

【現状】



【完成後】



図 10. 1. 7-2 (30) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(③博労町通り上ノ区町並み協定)

【現状】



【完成後】



図 10.1.7-2 (31) フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果
(③JR 会津若松駅前)

表 10.1.7-3 (1) 風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	最大垂直 視野角 (度)	垂直視野角が最大 となる風力発電機 との距離 (km)	眺望の変化の状況
①	天鏡閣	不可視	9.1	風力発電機は植生に遮蔽され、視認できないと予測する。
②	福島県迎賓館	1.3	8.8	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大1.3であると予測する。
③	会津レクリエーション公園（南側P4駐車場）	不可視	7.9	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。
④	中田浜ロングビーチ	2.5	4.6	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大2.5であると予測する。
⑤	崎川浜	2.2	5.1	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大2.2であると予測する。
⑥	飯盛山	不可視	6.5	風力発電機は地形と植生に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑦	背炙山公園	4.2	2.7	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大4.2であると予測する。
⑧	会津若松ウインドファーム東屋	7.4	1.6	風力発電機の一部が植生に遮蔽され、垂直視野角は最大7.4であると予測する。
⑨	鶴ヶ城	不可視	6.2	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑩	小田山公園	不可視	4.7	風力発電機は地形と植生に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑪	向羽黒山城跡お茶屋場曲輪	1.7	6.8	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大1.7であると予測する。
⑫	大戸岳山頂	1.0	11.4	風力発電機は6基視認され、垂直視野角は最大1.0であると予測する。
⑬	磐梯山登山ルート	0.7	17.1	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大0.7であると予測する。
⑭	天神浜	0.8	14.0	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大0.8であると予測する。
⑮	青松浜園地	不可視	8.6	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑯	芦ノ牧温泉	不可視	10.3	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑰	会津若松市役所	1.7	6.9	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大1.7であると予測する。
⑱	会津若松市 湊市民センター	4.5	2.6	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大4.5であると予測する。
⑲	猪苗代湖長浜	不可視	9.6	風力発電機は地形と植生に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑳	猪苗代湖白鳥ヶ浜	0.8	13.7	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大0.8であると予測する。
㉑	つるかめ広場公園	1.3	8.7	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大1.3であると予測する。

表 10.1.7-3 (2) 風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	最大垂直 視野角 (度)	垂直視野角が最大 となる風力発電機 との距離 (km)	眺望の変化の状況
㉒	東山温泉	不可視	3.4	風力発電機は地形と植生に遮蔽され、視認できないと予測する。
㉓	七日町通り上の区町並み協定	不可視	7.4	風力発電機は構造物等に遮蔽され、視認できないと予測する。
㉔	七日町中央まちなみ協定	1.5	7.7	風力発電機の一部が地形や構造物に遮蔽され、垂直視野角は最大1.5であると予測する。
㉕	七日町通り下の区町並み協定	1.4	7.9	風力発電機の一部が構造物等に遮蔽され、垂直視野角は最大1.4であると予測する。
㉖	町方蔵しっくり通り景観協定	不可視	7.5	風力発電機は構造物等に遮蔽され、視認できないと予測する。
㉗	野口英世青春通り町並み協定	1.6	7.1	風力発電機の一部が地形や構造物に遮蔽され、垂直視野角は最大1.6であると予測する。
㉘	会津ふれあい通り町並み協定	1.5	7.5	風力発電機の一部が地形や構造物に遮蔽され、垂直視野角は最大1.5であると予測する。
㉙	融通寺町町並み協定	不可視	7.4	風力発電機は地形や構造物に遮蔽され、視認できないと予測する。
㉚	博労町通り上ノ区町並み協定	不可視	6.8	風力発電機は地形や構造物に遮蔽され、視認できないと予測する。
㉛	JR 会津若松駅前	1.4	8.0	風力発電機の一部が地形や構造物に遮蔽され、垂直視野角は最大1.4であると予測する。

注：最大垂直視野角については、手前の地形、植生及び建造物等の遮蔽状況を考慮し算出した。

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に係る評価

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・風力発電機の塗装は、「国立・国立公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年）では、複数の学術的な研究結果をもとに「背景が空、水面等の場合は、灰色等の無彩色がなじみやすい。」とされており、また同資料において掲載されている色彩の違いによる風力発電施設の調和効果のシミュレーション結果を参考に、周囲の環境になじみやすいような環境融和色とする。
- ・地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した風力発電機の配置とする。
- ・主要な眺望点の眺望方向及び眺望対象を考慮した風力発電機の配置とする。
- ・樹木の伐採量及び改変面積を低減するとともに、造成により生じた切盛法面は必要に応じて種子散布吹付け工などによる早期緑化を行い、修景を図る。
- ・航空障害灯は、航空法の規定内において必要最低限の設置とし、下方への照射を防ぐカバーを取り付ける。

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響についての評価の結果は表 10.1.7-4 のとおりである。

上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

会津若松市では景観法に基づき平成 4 年 3 月に自主条例として「会津若松市景観条例」を制定し、自然景観、歴史的景観、地区景観の 3 つの柱により、良好な都市景観の形成に取り組んできている。これまでの条例では大規模建築物や屋外広告物等に対する規制、誘導に強制力がないことから、平成 29 年 4 月 1 日より景観法に基づく「会津若松市景観条例」の全面改正と「会津若松市景観計画」を策定し、施行している。景観計画では、風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するものを新設しようとする場合には、行為の届出の前（30 日もしくは 60 日以上前に）に届出様式に必要事項を記載し、必要な書類を添付して事前に協議することと規定している。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、同市景観計画の景観重点地区には該当しない。

本事業では、市条例と市景観計画に基づいて会津若松市と協議し適切に手続きを進めることから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

表 10.1.7-4 (1) 主要な眺望点及び景観資源の状況

予測及び評価の項目		影響の有無、 程度	該当する主要な 眺望点	評価の結果
主要な眺望点への直接的な影響	主要な眺望点の直接改変	あり	(該当なし)	該当する主要な眺望点はないため、影響はない。
		なし	すべての眺望点	改変しないため、影響はない。
景観資源への直接的な影響	景観資源への直接改変	あり	(該当なし)	該当する景観資源はないため、影響はない。
		なし	すべての景観資源	改変しないため、影響はない。

表 10.1.7-4 (2-1) 主要な眺望景観への影響（風力発電機の視認程度）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
		垂直視野角	送電鉄塔の見え方の知見	NEDO における知見		
主要な眺望景観への影響	風力発電機の視認程度	視認できない	—	—	1 天鏡閣 3 会津レクリエーション公園（南側 P4 駐車場） 6 飯盛山 9 鶴ヶ城 10 小田山公園 15 青松浜園地 16 芦ノ牧温泉 19 猪苗代湖長浜 22 東山温泉 23 七日町通り上の区町並み協定 26 町方蔵しっくり通り景観協定 29 融通寺町町並み協定 30 博労町通り上ノ区町並み協定	視認できないため、影響はない。
		垂直視野角：0.5 度	輪郭がやっとわかる。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	(該当なし)	「垂直視野角 0.5 度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
		垂直視野角：0.7～0.8 度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。		13 磐梯山登山ルート 14 天神浜 20 猪苗代湖白鳥ヶ浜	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にする等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角：1 度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。		12 大戸岳山頂	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。

※参考 1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）による鉄塔の見え方の知見

※参考 2：「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」（NEDO、平成 29 年）

表 10.1.7-4 (2-2) 主要な眺望景観への影響（風力発電機の視認程度）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
		垂直視野角	送電鉄塔の見え方の知見	NEDO における知見		
主要な眺望景観への影響	風力発電機の視認程度	垂直視野角： 1.3～1.4度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	2 福島県迎賓館 21 つるかめ広場公園 25 七日町通り下の区町並み協定 31 JR 会津若松駅前	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮したことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角： 1.5～2度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。	約 1.5 度までは、（風力発電機は見えるが）気にならない。	11 向羽黒山城跡お茶屋場曲輪 17 会津若松市役所 24 七日町中央まちなみ協定 27 野口英世青春通り町並み協定 28 会津ふれあい通り町並み協定	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮したことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角： 2.6～2.7度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	4 中田浜ロングビーチ 5 崎川浜	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮したことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角： 3度	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	(該当なし)	「垂直視野角 3.0 度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。

※参考 1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）による鉄塔の見え方の知見

※参考 2：「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」（NEDO、平成 29 年）

表 10.1.7-4 (2-3) 主要な眺望景観への影響（風力発電機の視認程度）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
主要な眺望景観への影響	風力発電機の視認程度	垂直視野角	送電鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見		
		垂直視野角：4度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	負の意味で風力発電機を気にするようになる。	(該当なし)	「垂直視野角4度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
		垂直視野角：4.2～4.5度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	7 背炙山公園 18 会津若松市湊市民センター	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮したことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角：5～6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。圧迫感あまり受けない（上限か）。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	(該当なし)	「垂直視野角5～6度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
		垂直視野角：7.4度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない	8 会津若松ウインドファーム東屋	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮したことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角：8度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	風力発電機に対して圧迫感を覚えるようになる。	(該当なし)	「垂直視野角8.0度」、「垂直視野角10～12度」及び「垂直視野角20度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
		垂直視野角：10～12度	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦などでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。		
		垂直視野角：20度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。			

※参考1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）による鉄塔の見え方の知見

※参考2：「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ 報告書」（NEDO、平成29年）